

消費生活 相談 Q&A

マイカーの 無料査定



Q マイカーの無料査定を受けに中古車販売店に行きましたが、展示車を勧められて注文しました。2日後にキャンセルを申し出たら車両代金の20%の違約金が必要といわれました。違約金を支払わなくてはいけいのでしょうか。

A キャンセルができるかどうかは、契約が成立しているかどうかによります。業界団体加盟業者の標準約款によると、契約の成立時期は **車の登録日 修理・改造・架装に着手した日 車の引渡日** クレジット契約は承諾日のいずれか早い日が契約日とされています。契約成立前であればキャンセルは可能で、実際に業者側に損害が生じた場合は業者が請求できるとしています。しかし、業界団体に加盟していない販売店では独自の約款で申し込みと同時に契約は成立し、その後のキャンセルは認めないと定めているところもあります。

消費者契約法第9条1号では「消費者の契約の解除に伴う損害賠償のうち、当該事業者が生じる平均的な損害の額を超える部分の契約条項は無効」と定めています。実損が発生していると考えられないのに高額なキャンセル料を請求された場合は、請求金額の根拠を書面でもらい、内容を確認してから交渉してみましょう。中古車購入トラブルを防ぐポイントは、**信頼のおける販売店かどうか。実際の車両を確認し試乗する。保証内容を確認。定期点検実施車であること**などです。**自動車の購入には、法令上のクーリング・オフは適用されませんので安易な契約はせず慎重に！**

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

市長室から お答えします

ホームページの 充実について

Q つい最近、三里塚コミュニティセンターを利用しようと思い、成田市の公共施設のホームページを見たのですが、それぞれの施設の説明や設備の内容が分かりづらく不便を感じました。もう少し、各施設の内容を分かりやすく、内容を充実してもらえないでしょうか。

A 「市のホームページの公共施設のページの充実について」ですが、現在の公共施設のページは、その構成上、名称や場所、連絡先、施設の概要といった必要最低限の事柄のみを掲載しております。

三里塚コミュニティセンターを含め、主たる施設については各施設の所管課のページで詳細を記載しております。しかし、すぐに当該ページにたどりつくことができないという点で、大変ご不便をお掛けしているものと思われま。

今後は、ホームページの情報媒体としての重要性および市民の皆様の利便性を考慮し、サイト構成全体の見直しを図り、その中で公共施設のページも充実させていく予定です。

くわしくは広報課(☎20-1503)までお問い合わせください。

消防・防災・防犯

暮らしの安全 知っ得情報

STOP THE 住宅火災



放火・自殺者などを除いた住宅火災による死者数は、年々増加傾向にあります。死者の半数以上を占めるのは65歳以上の高齢者です。就寝時間中に火災が発生し、死因の約7割が「逃げ遅れ」によるものです。

これらを踏まえ消防法や成田市火災予防条例を改正し、一般の一戸建て住宅などにも、住宅用火災警報器などの設置が義務付けられました。新築の住宅などは平成18年6月1日から、既存の住宅などは平成20年6月1日からです。

火災で重要となるのが早期発見です。火災が発生したことを素早く察知することができれば、いち早く避難することが可能となり、命が助かる可能性も高くなるわけです。住宅用火災警報器は、火災発生に伴う煙や熱を感知してブザーや音声で知らせるものです。

設置箇所は、就寝の用に供する居室・階段・廊下などで、購入の仕方は防災設備取扱店などで購入できます。購入の目安として、鑑定マーク(下図)がついているものを選びましょう。

なお、消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。消防署の名をかたる悪質な訪問販売などに十分注意してください。



くわしくは消防本部予防課(☎20-1591)へ。

高額療養費や出産育児一時金 支給されるまで資金を無利息で融資します

国民健康保険の加入者が、高額医療費や出産費の支払いに困ったとき、資金を貸し出す制度があります。

【高額医療費貸付制度】

- **貸付対象者** = 高額療養費の支給を受ける見込みがある世帯主で、国民健康保険税を完納している人
- **貸付金額と利息** = 高額療養費支給見込額の80%で無利息
- **貸付期間** = 高額療養費が支給される日まで
- **貸付方法** = 医療機関などに全額支払った場合以外は、貸付決定を受けた人の委任に基づき、市から医療機関などへ直接支払われます
- **償還方法** = 高額療養費支給額のうち貸付金相当額を償還に充てます
- **申請方法** = 医療機関などが発行した療養に要する費用の内訳が記載された請求書または領収書を添えて保険年金課へ

【出産費貸付制度】

- **貸付対象者** = 次のいずれかに該当する人の属する世帯の世帯主で、国民健康保険税を完納している人
出産予定日まで1カ月以内の人
妊娠4カ月以上の人で、出産に要する費用について医療機関などに一時的な支払いが必要となった場合
- **貸付金額と利息** = 資金の貸付金額は出産育児一時金(30万円)の90%で無利息
- **貸付期間** = 出産育児一時金が支給される日まで
- **償還方法** = 出産育児一時金を受領したとき、貸付金の償還に充てます(国保の資格を喪失した場合は速やかに返還)
- **申請方法** = 母子健康手帳、保険証、印鑑、出産に要する費用の請求書(妊娠4カ月以上の人)を持って保険年金課へ

国民年金保険料の納付 お近くの金融機関や郵便局、コンビニなどで！

国民年金保険料は社会保険庁から送られてくる納付書で、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアなどで納めてください。市内に限らず、全国どこの窓口でも大丈夫です。

また、保険料の納付には、一度手続きすればあとは手間要らずの口座振替が便利です。

口座振替の手続きは、納付書 預貯金通帳 通帳届け出の印鑑を持って、口座のある金融機関などでお願いします。

なお、市の窓口では納付や口座振替の手続きはできませんので、ご注意ください。

国民年金保険料の納付が できるところ

銀行・郵便局・コンビニエンスストア・
信用金庫・信用組合・農協・漁協・労働
金庫・社会保険事務所



納付書に関するお問い合わせは、千葉社会保険事務局佐原事務所(☎0478-55-1661)へお願いします。